

平成29年度おおたシティプロモーション認定事業募集要項

(1)目的

この事業は、市の「魅力」や「強み」、「地域資源」の掘り起こしや再発見につながる事業を認定し、事業実施にともなう経費の一部を支援するものです。

市は、この認定事業により集められた魅力や地域資源をさらに磨き上げ、市民の太田市への愛着や誇りの醸成等につなげていくことで、将来的な定住人口の獲得を目指していきます。

提案事業の内容は自由ですが、支援対象として想定している事業は次のとおりです。

- 地域の食材を活用した新たな商品の開発
- 地域資源(食べ物、お店、場所、人など)をまとめたマップの作成
- 地域の魅力や強みを発信するイベントの開催
- 地域への愛着や誇りが感じられる映像の製作・配信

※補助金を活用して立ち上げ・実施した後も、自走で事業を継続できるものを求めます。

(2)対象者

①～③のいずれかに該当する方が対象となります。

- ①法人格のある団体
- ②任意団体（※）
- ③個人事業主

・事業所の所在地は問いません。

・前年度に採択された方でも新たな事業であれば応募可能です。

・太田市の外郭団体、本市が課税する市税を滞納している者、暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者、補助事業者の役員等が暴力団員、暴力団密接関係者に該当する場合は対象外です。

※任意団体の例：子育て世代のママグループ、若手農家集団、〇〇実行委員会、まちづくり市民団体等

(3)対象事業

平成30年1月末までに事業完了する「新たに実施する」事業、または「新たな展開を伴う」既存事業が対象です。ただし、以下の事業は対象外とします。


- ア. 太田市または太田市の外郭団体からこの補助金以外の補助金助成を受けている（またはその申請をしている）事業
- イ. 太田市または太田市の外郭団体との共同事業
- ウ. 前年度に採択された事業の継続事業

※認定には審査があります。

(4)事業期間

補助金の交付決定日から平成30年1月31日(火)まで

(5) 支援内容

<p>1 事業につき補助金 上限 80万円</p> <p>※補助対象経費の総額 2分の1以内相当額 <例> ①事業費 200 万円の場合 →補助額 最大 80 万円</p> <p>②事業費 50 万円の場合 →補助額 最大 25 万円</p>	<p>アドバイザーによる 事業運営の助言</p> <p>※有識者と認定事業者を市 がコネク特します。</p>	<p>広報支援</p> <p>太田市HP、「広報おお た」掲載、プレスリリー ス支援 など</p>	<p>「認定事業ロゴマ ーク・キャッチフレ ーズ」の交付</p> 
---	--	---	--

※「新たな展開を伴う既存事業」の場合の補助金の対象は、新たに展開する部分のみとします。

※平成 29 年度予算額 100 万円の範囲内で実施しますが、採択件数を予め決定しているものではありません。

※補助対象経費に国または他地方公共団体からの助成金が充当される場合は、補助金とこれらの合計が補助対象経費を超えない額とします。

※アドバイザー：審査員を兼ねるため、事前に公表はしません。

(6) 補助対象経費

補助対象となる経費は、補助事業の執行に必要と認められ、領収書など支払ったことを明らかにする証拠書類がある補助事業者が支払う以下に掲げる経費です。

費 目		主 な も の
1	報償費	講師・専門家等への謝礼、出演料等
2	旅費	事業実施にかかる交通費、宿泊費等
3	需用費	1 件5万円未満の消耗品費、チラシ・ポスター等の印刷費、P Rツール制作費等
4	役務費	翻訳・原稿料・デザイン料、通信運搬費、保険料、広告料、放 送料、撮影費、システム構築費等
5	使用料および賃借料	事業実施にかかる会場使用料、車両・物品・器具等のレンタ ル料等
6	その他の経費	その他市長が必要と認める経費

【補助対象にならない経費】

- ①企業・団体の維持経費
- ②構成員の人件費や謝礼
- ③財産の取得にかかる経費、1 件5万円以上の備品購入費
- ④ポイント等で購入した経費
- ⑤構成員等の会議や交流会での飲食費、接待費、手土産購入費
- ⑥経常的な活動経費
- ⑦1～5の費目のうち、補助することが適当でないと認められる経費

【応募から補助金支払までの流れ】

(1) 応募書類等の提出

以下の表の1から4までの書類を提出してください。なお、1から4の様式は太田市ホームページよりダウンロードして下さい。

＜太田市ホームページ＞

<http://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0020-006kikaku-kouhou/2016-1104-1708-3.html>



※提出書類は返却できません。また、必要に応じて追加資料を提出していただくことがあります。

※応募に関する相談でお越しになる場合は事前にご連絡ください。

	提出書類
1	エントリーシート
2	事業計画書（様式第3号）
3	収支予算書（様式第4号）
4	団体の概要がわかるもの（様式自由）

応募期間	平成 29 年 6 月 1 日(木)から 15 日(木)午後5時まで
応募および 問い合わせ先	〒373-8718 太田市浜町 2 番 35 号(太田市役所 3 階) 太田市役所 企画部 広報課 電話 0276-47-1812 / FAX 0276-47-1866
応募方法	①持参の場合 応募期間の午前9時から午後5時まで (正午～午後1時、土日祝日を除く)に持参してください。 ②郵送の場合 配達記録の残る郵送方法としてください。期間内必着とします。

(2) 審査

次の評価基準により採択・不採択を決定し、審査結果を郵送で通知します。なお、審査の内容についてのお問い合わせには応じられません。また、審査委員の氏名等は公表しません。

【第1次審査】

エントリーシートなど提出された応募書類により審査を行います。審査を行う上で疑問点や確認事項が発生した場合は、各々の提案者に確認を行う場合があります。

【第2次審査】

第1次審査通過者を対象にヒアリングにより審査を行います。

- ①プレゼンテーションと質疑応答により行います。
- ②出席者は2名までとします。
- ③事業計画書の補足資料（様式自由）を10部ご用意ください。
- ④原則、パワーポイントデータをプロジェクターにて投影して説明していただきます。
- ⑤③と同一のパワーポイントデータを指定された方法で事前に提出してください。
- ⑥日時・場所は事前に通知します。欠席の場合は辞退とみなします。

※第2次審査のヒアリングは平成29年7月上旬～中旬を予定しています。
 ※ヒアリングは一般公開を予定しています。

評価基準		
企画力	優位性	近隣他市との将来的な差別化が期待できるか。 市の強みや地域資源の魅力を市民に印象づける工夫があるか。
	市との関連性	シティプロモーション認定事業の趣旨を理解できているか。
	創造性	題材とする地域資源を磨き上げていくことで、将来的にヒト・モノ・カネのいずれかの新たな循環や対外的な稼ぐ力が期待できるか。 積極的に新たな方法・手段・ツールを活用しているか。有効的かつ発展的に地域資源を活用しているか。
実効力	妥当性	提案内容が、下記の点を踏まえた具体的かつ妥当な内容になっているか。 ・想定する対象(性別、年齢等) ・顧客(利用者)ニーズ ・事業展開戦略 ・自走までの道筋
	実現可能性	事業計画、収支予算、組織体制、スケジュールは実施可能なものとなっているか。
	周知方法	ターゲットとなる市民に対し、効果的に情報提供が展開されるか。
	波及効果	「誰かに教えたい」「太田に行ってみたくなる」要素があるか。 太田市独自の文化の普及が期待できるか。
	効果検証	事業の効果検証に関する手法や項目が明確となっているか。
総合力		「住みたい」「住み続けたい」「戻りたい」に繋がる、遊び心のあるものであるか。

(3) 補助金交付申請書類の提出

(2)の審査ののち、事業ごとに採択・不採択の結果を通知します。採択事業については、以下の表の1から6までの書類を提出していただきます。

	提出書類	法人	任意団体	個人事業主
1	おおたシティプロモーション認定事業補助金交付申請書(様式第1号)	○	○	○
2	役員情報届出書(様式第2号)	○(※)	×	×

3	事業計画書(様式第3号)※応募時と同一	○	○	○
4	収支予算書(様式第4号)※応募時と同一	○	○	○
5	直近1か年に係る決算報告書その他財務状況がわかる書類	○	○	○
6	暴力団排除に関する誓約書	○	○	○
7	債権債務者申請・口座振込依頼書	○	○	○

(※)複数の法人で連携する場合は法人ごとに必要。

(4)補助金の交付決定と事業開始

補助金交付申請書類を審査した後、補助金交付(不交付)決定の通知をします。同通知日以降から事業を開始してください。

※認定事業の事業者名、事業概要を市ホームページなどで公表します。

※事業を実施する際は、ロゴマークとキャッチフレーズを明示していただきます。

※事業完了後、事業の実施が確認できる成果品や写真等を提出していただきますので確実に保管してください。

(5)進捗ヒアリング

事業の方向性や進捗を確認するために、適宜事業の進捗を報告していただきます。また、事業規模や内容により実地確認を行う場合があります。

(6)実績報告

事業完了後、平成30年2月28日(水)までに次の①～⑤の書類を提出してください。

- ①実績報告書(様式第11号)
- ②事業実施報告書(様式第12号)
- ③収支決算書(様式第13号)
- ④補助対象経費の支払いを証する書類の写し
- ⑤補助事業の実施が確認できる記録物

(7)補助金額の確定と請求(交付)

実績報告書等の内容を審査した後、補助金確定通知書を発行します。補助事業者は、確定通知受理後14日以内に補助金交付請求書(様式第13号)に確定通知書の写しを添えて提出ください。

※補助金確定額は、事業の実施と支払いが確認された経費の金額をもとに算出しますので、補助金交付決定額より減額となる場合があります。

【スケジュール】

・提案募集開始	6月1日(木) (〆切 6月15日(木) 午後5時)
・第1次審査(書類審査)	6月下旬
・第2次審査(ヒアリング)	7月上旬
・採択通知	7月上旬(採択後、事業開始)
・進捗状況ヒアリング	随時
・事業終了	1月末日まで
・実績報告	2月末日まで
・補助金額の確定・支払	3月末日まで

【応募にあたっての注意事項】

(1) 事前協議および進捗状況ヒアリングの実施

採択事業は市と事前協議したうえで実施していただきます。また、事業の進捗状況把握のため、市とアドバイザーを交えて意見交換するヒアリングを実施します(11月を予定)。これらにご協力いただけない場合は補助の対象にできない場合があります。

(2) 関係書類の整理等

事業実施が確認できる成果品や写真、及び領収書等の支払いが確認できる書類を提出していただきますので帳簿類を整理し確実に保管してください。また、その帳簿類や領収書等は、補助金の交付に係る会計年度終了後、5年間保管してください。

(3) 事業計画の変更

交付決定後にやむを得ず事業計画の変更が必要になった場合は、速やかに連絡してください。ただし、事業の核となる部分の大幅な変更は、本補助金の性質上認められない場合がありますので、応募にあたっては十分に検討してください。

(4) 補助金交付決定の取り消し・補助金の返還

次のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定を取り消すことがあります。既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還していただきます。

- ①虚偽の申請その他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- ②補助金を定められた目的以外に使用したとき。
- ③補助金交付決定の内容、またはこれに付した条件に違反したとき。

(5) 成果物の帰属

事業によって得られた成果物は補助事業者に帰属します。ただし、おおたシティプロモーション認定事業の普及等を目的として市が成果物の使用または借用等を依頼する場合がありますので、その際はご協力をお願いいたします。

(5) その他

補助金の交付については、太田市補助金等に関する規則およびおおたシティプロモーション認定事業補助金交付要綱の定めるところによります。